

国及び県の主な取組状況(子どもの貧困対策関連)

資料 6

	教育の支援	生活の支援	就労支援	経済的支援
乳幼児期	○幼稚園就園奨励費補助	○家庭訪問等を通じた生活習慣や養育相談等 ○保育所の保育料減免(生活困窮世帯) ○保育所の優先入居(⇒ひとり親家庭) ○ヘルパー派遣などによる子育て、生活支援の実施(⇒ひとり親家庭)		○子ども医療費助成(通院、入院) ○ひとり親家庭への認可外保育施設利用料助成(一括交付金事業／26,400千円)
小・中学校期	○教育扶助(基準額、教材代、学習支援費等) 【子どもの学習支援】 ○子どもの学習支援事業(⇒要保護世帯) ○子育て総合支援モデル事業(⇒準要保護世帯) (一括交付金事業／102,204千円) ○学習支援ボランティア事業(⇒ひとり親家庭) ○児童入所施設措置費 学習塾費 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】 ○学校支援地域本部 ○放課後子ども教室 ○土曜日の教育活動推進プラン 【教育費の負担軽減策】 ○義務教育段階の就学援助(⇒要保護・準要保護世帯) 【学校におけるケア】 ○スクールカウンセラー等活用事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業			○子ども医療費助成(入院)
高校生期	○生業扶助(高等学校就学費) 【子どもの学習支援】 ○子育て総合支援モデル事業(再掲) ○学習支援ボランティア事業(再掲) 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】 ○土曜日の教育活動推進プラン(再掲) 【教育費の負担軽減策】 ○高等学校等就学支援金制度 ○高校生等就学給付金			○高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の就労や早期脱却に資する経費を収入認定から除外
支援を要する子ども若者		【ニート、ひきこもり、不登校等支援】 ○子ども・若者総合相談センター事業 (県単独事業／49,439千円) ○子ども・若者社会適応促進事業 (県単独事業／7,500千円) ○地域・子ども若者支援活動補助事業 (県単独事業／10,000千円)	【生活困窮者自立支援制度】 ○生活困窮者就労準備支援事業等 (補助事業／3,420千円) 【若年無業者への支援】 ○若年無業者職業基礎訓練事業 ○若年者定着支援実践プログラム事業	
保護者	【特別支援教育就学奨励費】 ○特別支援教育就学奨励費 (負担金、補助金、交付金)	【生活困窮者自立支援制度】 ○自立相談支援事業(補助事業／63,000千円) ○住居確保給付金(補助事業／5,500千円) ○一時生活支援事業(補助事業／4,176千円) 【ひとり親家庭の自立支援】 ○母子家庭等生活支援モデル事業 (一括交付金事業／59,651千円) ○母子自立支援員による相談支援 ○母子生活支援施設 ○県営住宅の優先入居	○就労自立給付金の創設 ○就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業の創設 【ひとり親家庭の自立支援】 ○ひとり親家庭技能習得支援事業 (一括交付金事業／23,000千円) ○母子家庭等就業・自立センター事業の推進 ○母子自立支援プログラムの策定 ○ひとり親家庭の能力開発等のための給付金の支給(高等技能訓練促進費) ○公共職業訓練における母子家庭の母等の職業的自立促進コースの実施	○児童手当の支給 【ひとり親家庭の自立支援】 ○児童扶養手当の支給 ○母子寡婦福祉資金の貸付 ○養育費相談支援センターによる養育費の取り決めや養育費確保に関するサポート ○母子及び父子家庭等医療費助成事業

子ども・若者育成支援推進法について

(国)

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割り的な対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

[国]

[地方公共団体]

子ども・若者育成支援推進大綱

勘案

都道府県、市町村 子ども・若者計画 (努力義務)

策定

子ども・若者育成支援推進本部 (本部長:総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等：各種支援の実施
 相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導
 修学・就業 知識技能の習得 等の支援
 - 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 医療、療養 生活環境改善
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等の間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

保護観察所、少年鑑別所(一般相談)、 少年サポートセンター 等

地域若者サポートステーション、 合宿型自立支援プログラム実施団体、 ハローワーク職業訓練機関 等

企業・学校

〔矯正、更生保護等〕 心理相談等

〔雇用〕 職業的自立・就業支援



子ども・若者 総合相談センター (子ども・若者に関する 相談窓口)

誘導

指定支援機関

連携 調整機関

子ども・若者支援 地域協議会

〔福祉〕 生活環境改善

〔保健、医療〕 医療及び療養支援

団体・NPO

円滑な社会生活 (就業・修学等)

子ども・若者に関する 様々な相談事項

福祉事務所、 児童相談所 等

〔教育〕 修学支援 教育委員会等

保健所、精神保健 福祉センター 等

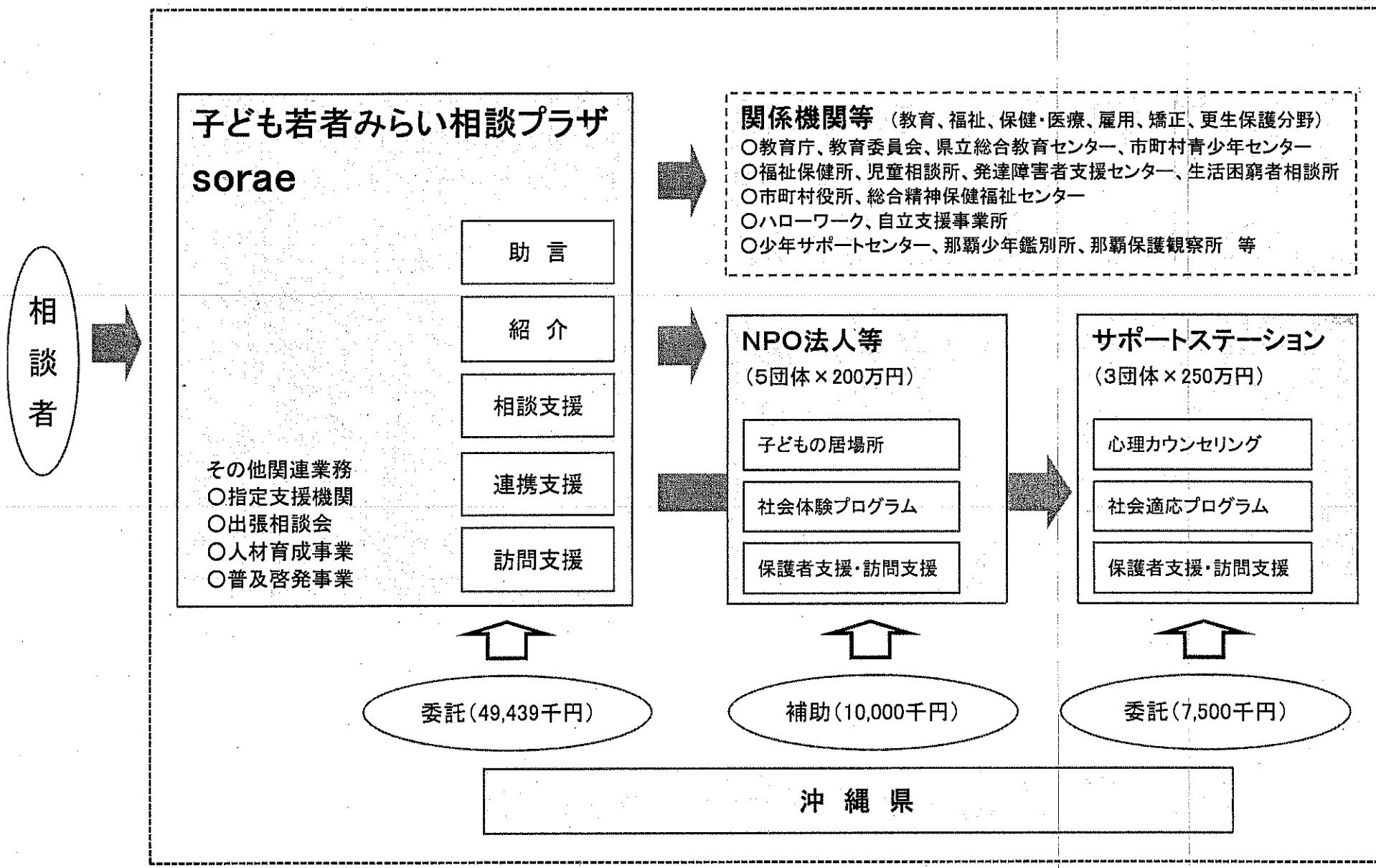


地域における子ども・若者育成支援ネットワーク (イメージ)

※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

子ども・若者育成支援事業 事業体系図

子ども・若者支援地域協議会 等



生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金: 国庫負担3／4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業: 国庫補助2／3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業: 国庫補助1／2

施行期日

平成27年4月1日

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布

平成27年度 生活困窮者自立支援法関係予算（案） (執行の基本的な考え方)

※各事業ごとに基準額(事業費ベース)を設定する。

自立相談支援事業

- 事業実施対象区域の人口(都道府県の場合は所管町村部の人口。以下同じ)に応じ上限となる基準額(「基本基準額」)を設定。
※「事業実施対象区域の人口」は、各自治体における平成26年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数とする予定
- 地域の特別な事情を考慮し、以下のとおり加算を行う。
 - ・都道府県に係る広域対応のための加算(都道府県が設置する福祉事務所数に応じて1カ所あたり5百万円を加算)
 - ・ホームレス事業を踏まえた加算
- なお、平成27年度については、経過措置として、以下の加算を行う。
 - ・「保護率」または「住宅支援給付の実績」を考慮した加算
 - ・平成26年度モデル事業の実施自治体に対する加算

就労準備支援事業

家計相談支援事業

子どもの学習支援事業

- 自立相談支援事業と同様の人口区分に応じた基本基準額を設定。
- 都道府県に係る広域対応のための加算を行う。(都道府県が設置する福祉事務所数に応じて1カ所あたり2百万円を加算)

※ 子どもの学習支援事業については、平成26年度に事業^(注)を実施している自治体であって、平成27年度の事業実施額が当該自治体の基準額(都道府県の場合は、都道府県広域加算後の基準額)を上回る場合は、平成26年度の事業実績額に0.9を乗じて得た額以内の額とする(平成27年度における措置)。

^(注) 社会的な居場所づくり支援事業(子どもの健全育成支援事業)及び生活困窮者自立促進支援モデル事業

平成27年度 生活困窮者自立支援法関係予算（案） (執行の基本的な考え方)

一時生活支援事業

- 施設の定員等に応じた基準額を設定。
- 基準額を上回る場合には、平成27年度の経過措置として、実績等を勘案した加算を行い、1. 2を乗じて得た額以内を基準額とする。

その他事業

- ① 地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業（中間的就労の立上げ支援、都道府県における人材養成研修等）
以下の事業費を目安とし、これに依り難い場合は、個別協議とする。
 - [市町村] 事業費 6百万円（国庫補助：3百万円）
※ 町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。
 - [都道府県] 事業費 1千万円（国庫補助：5百万円）
※ 管内市町村等を対象とする就労等の協議会の設置や人材養成研修の実施等を想定。
- ② 生活福祉資金貸付事務費
- ③ ひきこもり対策推進事業
- ④ 日常生活自立支援事業
- ⑤ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

(参考) 住居確保給付金について

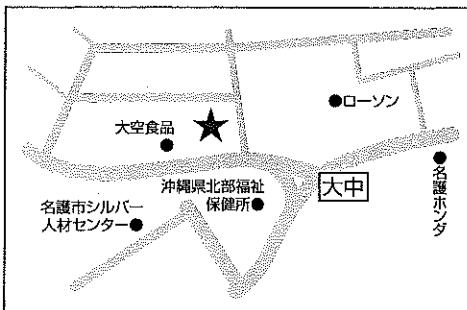
- 住居確保給付金については、予め基準額を設定するものではなく、支給した給付金の額（生活困窮者が賃借する住宅の家賃の額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額））が国庫負担の基礎となる。
- 支給額の上限額については、支給決定（当初、延長等）の時点の住宅扶助基準に基づく額を適用するものとする。
(延長等の際を除き、既に決定した支給額の変更は行わない)



まず、あなたの悩み・問題を。伺いします

そして、あなたに合う支援が受けられるようお手伝いします。

北部



北部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

〒905-0017 沖縄県名護市大中3-9-1 宮公労2F

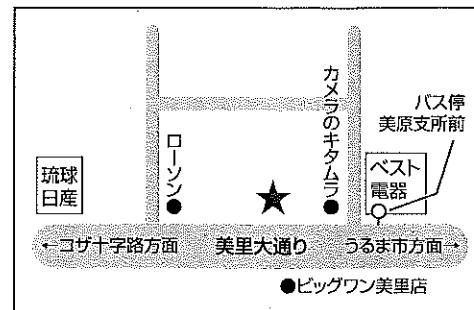
TEL 0980-43-0240 FAX 0980-43-0232

開所日：月曜日～金曜日

開所時間：9:00～17:00

所管地域：国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

中部



中部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-11-3

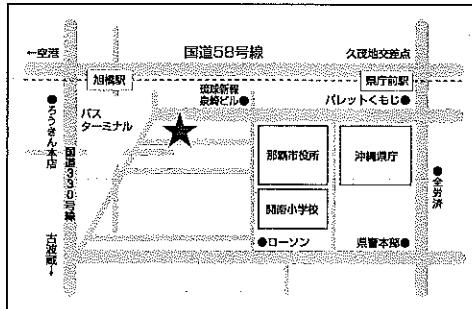
TEL 098-923-0881 FAX 098-923-0882

開所日：月曜日～金曜日

開所時間：9:00～17:00

所管地域：恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

南部



南部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-15-10

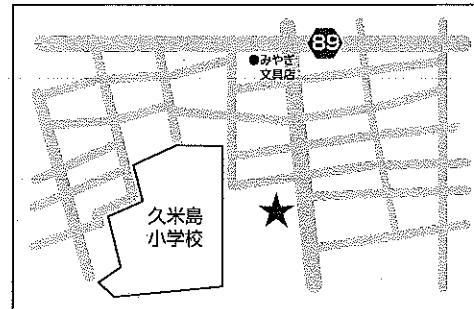
TEL 098-917-5407 FAX 098-865-5005

開所日：月曜日～金曜日

開所時間：9:00～17:00

所管地域：西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町

久米島



久米島町 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

〒901-3115 沖縄県島尻郡久米島町字儀間5番地
(久米島町社会福祉協議会内)

TEL 098-851-8335 FAX 098-851-8336

開所日：火曜日と木曜日

開所時間：8:30～17:30

生活困窮者自立支援制度に関する資料

予算額：135,794千円

事業内容	補助率等
自立相談支援事業	国庫負担：3／4
住居確保給付金の支給	
一時生活支援事業	国庫補助：2／3
生活困窮者就労準備支援事業	
子どもの学習支援事業	国庫補助：1／2

※補助基準額については、平成27年度生活困窮者就労準備支援事業補助金交付要綱（案）に基づき、人口等を基準に厚生労働大臣が定める額となっている。

（県における子どもの学習支援事業の補助基準額は、28,000千円）

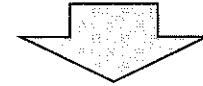
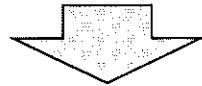
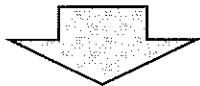
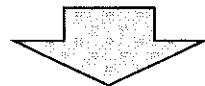
※子どもの学習支援事業については、県以外に石垣市を除く10市で実施

※事業内容等については、別添パンフレット参照

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国との基本方針を踏まえて策定）



子育て・生活支援

- 母子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣等による子育て・生活支援
- 保育所の優先入所
- 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充
- など

就業支援

- 母子自立支援プログラムの策定等、ハローワーク等との連携によるきめ細かな就職支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センタ一事業の推進
- 母子家庭等就業・生活支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付
- など

No.39 母子家庭等生活支援モデル事業

- ・平成27年度当初事業費: 59,651千円
(うち国費: 47,720千円)
- ・事業期間: 平成24年度～平成28年度

事業目的

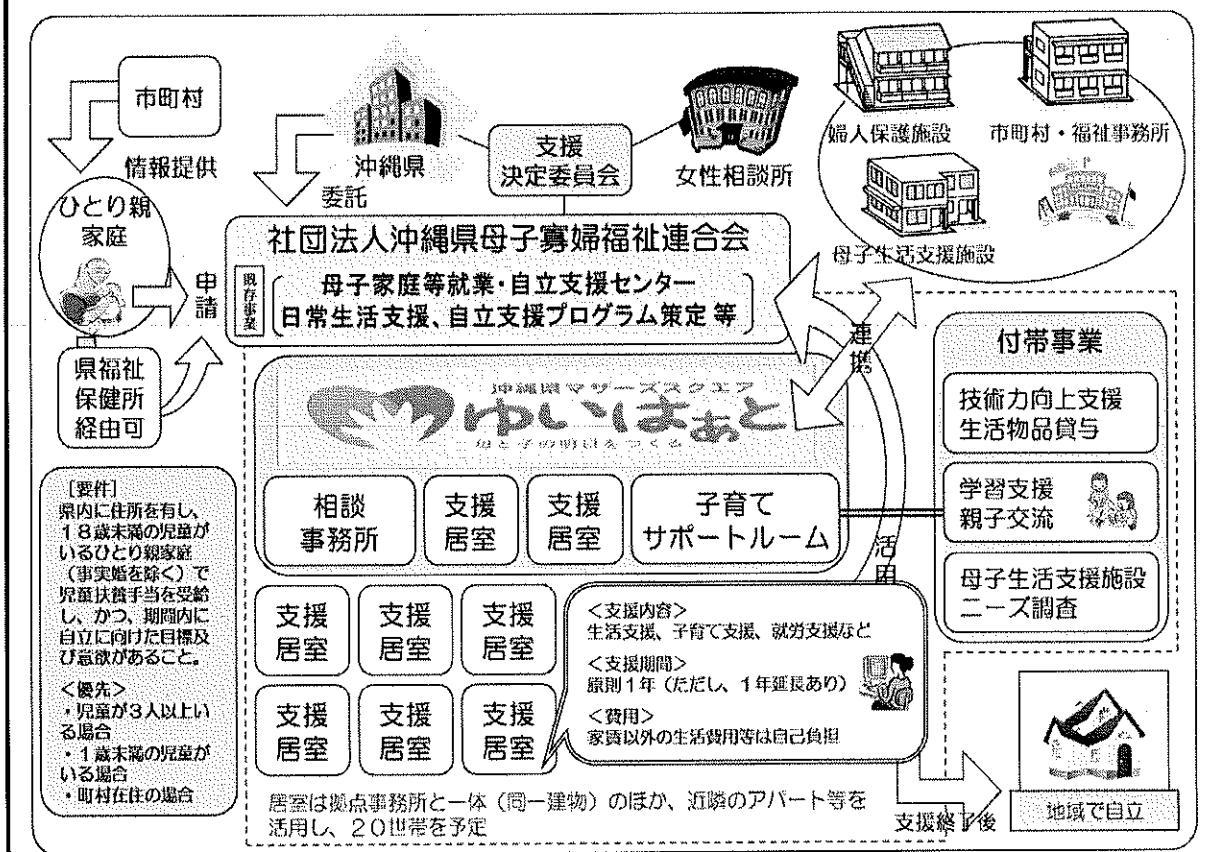
ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健全育成を図るために、さまざまな課題を抱えているひとり親家庭に対し支援を行い、地域の中で自立することを目的とする。

事業内容

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健全育成を図るために、さまざまな課題を抱えて支援が必要なひとり親家庭に対し、民間アパート等を活用した生活や就労等の支援を行う。

◆母子家庭生活支援モデル事業 委託料: 59,651千円

事業イメージ



No.40 ひとり親家庭技能習得支援事業

・平成27年度当初事業費:23,000千円
(うち国費 18,400千円)
・事業期間:平成25年度~28年度

事業目的

沖縄県のひとり親家庭の就業形態は不安定な雇用形態の割合(パートや非正規職員が約5割)が高いことが課題となっていることから、今後、成長が期待出来る観光分野等における中国語(中国語圏域から来県する外国人の対応等)を必要とするサービス業に特化した技能習得・研修等を実施し、また、併せて現場実習(OJT)や技能習得時における子育て支援のバックアップを行い、現在の就労環境の改善を図り、ひとり親家庭の生活の向上等を図る。

事業内容

- ・技能習得(中国語)
(8ヶ月間)
- ・受講期間中の子育て支援バックアップ
- ・労働環境改善のためのサポート(現就労先との交渉、希望する転職先の紹介など)

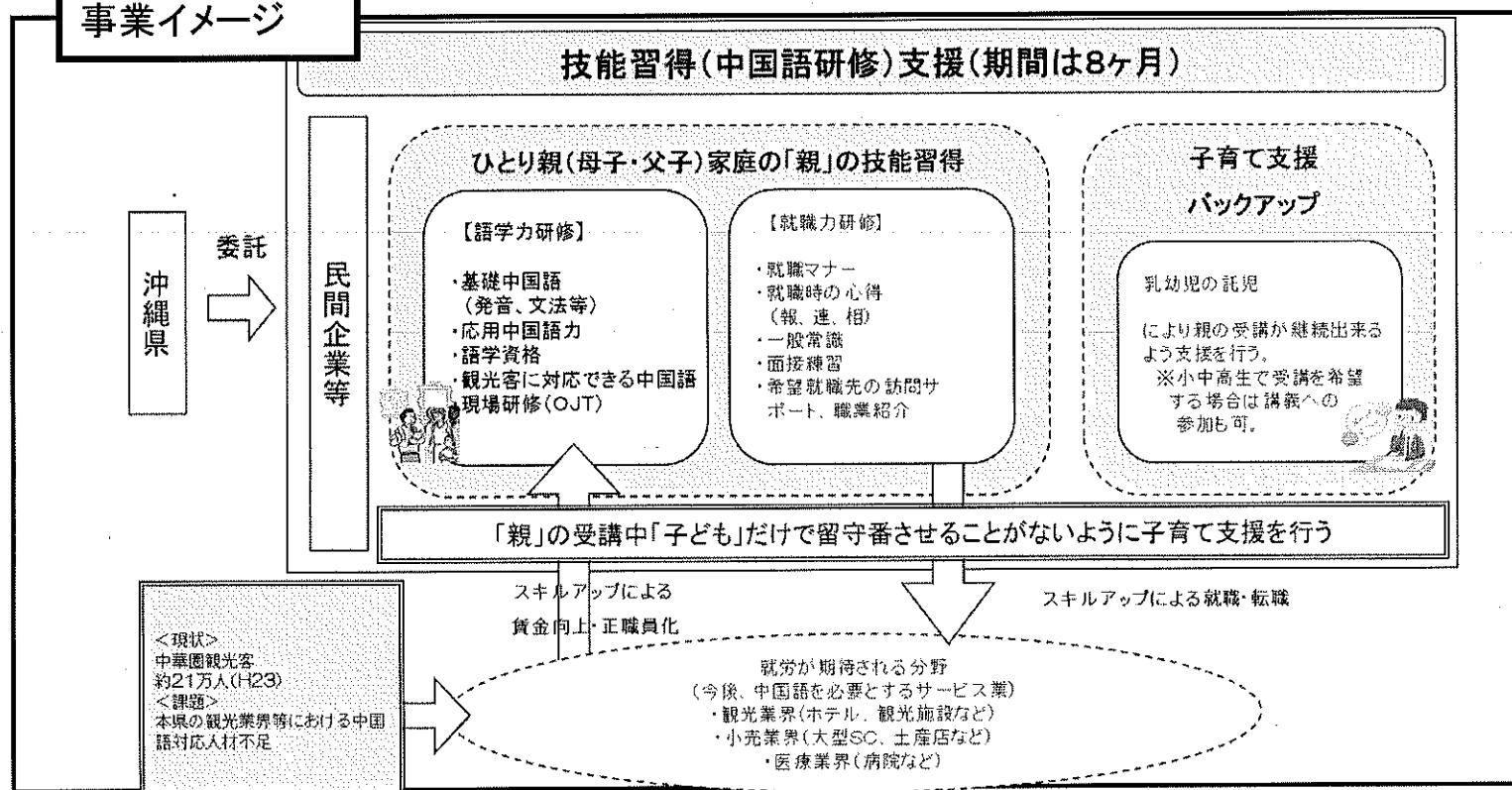
↓

就労環境の改善

スキルアップによる
賃金向上・正職員化
転職・就職など

◆委託料 23,000千円

事業イメージ



No.41 ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業

・平成27年度当初事業費:26,400千円
(うち国費 21,120千円)
・事業期間 : 平成27年度～31年度

事業目的

ひとり親家庭の認可外保育施設利用料の全部又は一部を軽減することにより、ひとり親家庭の生活の安定と就労の促進が図られ、その後の自立を促進するため当該事業を実施する。

事業内容

認可保育所に空きがない等の理由により子どもを認可外保育施設に入所させているひとり親家庭に対し、認可外保育施設がその利用料の全部又は一部を減免した場合において、当該施設へそのひとり親家庭の利用料減免相当額を補助する。

※補助上限額: 子ども一人あたり
月額26,000円

事業イメージ

①提出

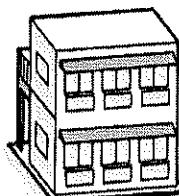
- ・市町村が発行する支給認定証(※1)
- ・認可保育所等へ申込みを行った証明書(様式1号)
- ・児童扶養手当受給者証又は母子家庭及び父子家庭等医療費助成受給者証

ひとり親家庭



※認可保育所等に申込みを行ったが、入所出来なかつたひとり親家庭

②利用料減免

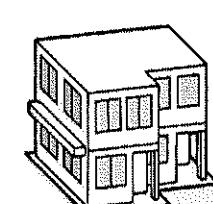


※県へ届出を行った認可外保育施設

③補助金申請 (毎月)

- ・利用料補助金申請書等

市町村



沖縄県

- (1)補助金申請
(2)補助金交付

負担割合
県:9/10 市町村1/10

④利用料補助 (毎月)

- ・提出書類確認
- ・補助金及び事務費の交付

こども医療費助成事業の概要

1. 制度の趣旨

- ・こども医療費助成事業は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

2. 実施主体 市町村

3. 助成の方法

- ・県は、市町村が実施するこども医療費助成制度について、対象経費の2分の1を補助する。
- ・市町村は、保護者等からの申請に基づき、保護者が医療機関で負担した医療費の自己負担分について助成する。

4. 制度の概要（平成27年度）※10月から通院を「3歳児まで」から「就学前」に拡大

対象	通院（就学前まで） 入院（中学卒業児まで）	助成対象	医療保険各法の適用を受ける医療費の自己負担金 (高額療養費等は控除)
年齢		一部負担金	通院（3歳児～就学前のみ医療機関ごと月1,000円） 入院（なし）
所得制限	なし	補助率	県1/2、市町村1/2
給付方法	自動償還（市町村により異なる）		

※一部負担金は、助成対象経費から控除する額

5. 事業フロー図（自動償還）

